

平成 18 年 1 月 26 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
代表取締役社長 矢嶋 弘毅
(コード番号 4281)
問い合わせ先
取締役 経営管理本部長 寺井 久春
(Tel: 03-5449-6310)

新株予約権を用いたストックオプションに関するお知らせ

(商法第280条ノ20および商法第280ノ21の規定に基づく新株予約権の発行)

当社は、平成 18 年 1 月 26 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 2 月 24 日開催予定の当社第 9 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の取締役、監査役および使用人の当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めること、社外協力者の当社グループに対する参画意識を高めることを目的とし、当社および当社子会社の取締役、監査役、使用人ならびに社外協力者(以下、「対象者」という。)に対して以下の 2. に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 10,000 株を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1 株とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1 株未満の端数は切捨て)ただし、かかる調整は、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

(2) 新株予約権の総数

10,000 個を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）又は発行日の終値（当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、発行日後、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成20年3月1日から平成25年2月28日まで

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

3. 新株予約権割当の要領

各対象者に対する新株予約権の割当数については、各対象者の職責および当社グループ業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定するものとする。

また、対象者に対する新株予約権の割当てに際して、以下の要領の「新株予約権割当契約」を当社と各対象者の間で締結するものとする。

(新株予約権割当契約の要領)

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権の割当を受けた対象者(以下、「新株予約権者」という。)のうち、当社および当社子会社の取締役、監査役および使用人は、権利行使時において当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、その他諸般の事情を考慮の上当社取締役会が特別に認めた場合はこの限りではなく、その細目は新株予約権割当契約に定めるものとする。
- (3) 新株予約権者のうち、社外協力者は権利行使時においても、当社または当社子会社の社外協力者であることを要する
- (4) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを承継できるものとする。
- (5) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

以 上